組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年七月十七日

東京都葛飾区新小岩一丁目二二番一〇号

トーアファンシービル一〇五

合同会社盛商事

代表社員　石川　雄也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年七月十七日

大阪市福島区玉川一丁目五番四号棟一一二〇一　オープンエデュケーション合同会社

代表社員　紫垣　英昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年七月十七日

奈良県吉野郡大淀町大字北野九四番地の四

有限会社アーバンランドスケープ

取締役　森口　敦夫

基準日設定につき通知公告

当社は平成二十六年八月一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年八月中旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年七月十七日

横浜市中区桜木町一丁目一番地八

ヤマシンフィルタ株式会社

代表取締役　山崎　敦彦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年八月一日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、平成二十六年八月二十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年七月十七日

大阪市住之江区南港北二丁目一番一〇号

大阪港埠頭株式会社

代表取締役社長　川端　芳文

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年七月十七日

群馬県前橋市問屋町二丁目一六番地一一

株式会社ホームガスセンターマルホン

代表取締役　堀口　靖之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年七月十七日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目三番三号

川研ファインケミカル株式会社

代表取締役　新野　喜由

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年七月十七日

愛知県豊橋市向草間町字北新切一二番地一

トヨハシ種苗株式会社

代表取締役　川西　裕康

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年七月十七日

名古屋市天白区御幸山一二〇番地一

株式会社旭洋興産

代表取締役　林　髙光

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年七月十七日

大阪港埠頭株式会社

代表取締役社長　川端　芳文

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年七月十七日

大阪市中央区釣鐘町二丁目三番一七号

株式会社ブッシュマン

代表取締役社長　渋谷　一彦

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年七月十七日

静岡市清水区興津中町九七四番地

山梨罐詰株式会社

代表取締役　山梨裕一郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である黒岩喜久男が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年七月十七日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアウエストタワー一九階

ロベコ・インスティチューショナル・アセット・マネジメントB．V．

日本における代表者　黒岩喜久男

限定承認公告

本籍東京都荒川区西尾久八丁目三五番、最後の住所東京都荒川区西尾久八丁目三五番九号

被相続人　亡　田中　正明

右被相続人は平成二十五年十二月六日頃死亡し、その相続人は平成二十六年六月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十七日

神奈川県川崎市多摩区菅仙谷一丁目一二番一四―五号　相続財産管理人　藤井　惠子

限定承認公告

本籍長野県駒ヶ根市上穂栄町二一八番地、最後の住所長野県駒ヶ根市赤穂三二四番地

一　被相続人　亡　池上　良之

右被相続人は平成二十六年四月十三日死亡し、その相続人は平成二十六年七月九日長野家庭裁判所伊那支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十七日

長野県駒ヶ根市上穂南一三番二〇号

限定承認者　池上　修身

限定承認公告

本籍京都府京都市山科区音羽山等地三四番地の一、最後の住所福岡市南区高宮四丁目六番二二号

被相続人　亡　森　黛

右被相続人は平成二十五年十二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年七月七日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十七日

京都市中京区二条通河原町西入る榎木町八四森ビル二階　よつば法律事務所

相続財産管理人森文子

右代理人弁護士　川村　暢生

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千万円減少し、また優先出資五千万口を一口につき金一円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金五千万円とし、効力発生日は平成二十六年八月十九日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十五日

掲載頁　六十二頁（号外第八十五号）

平成二十六年七月十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　野坂　照光